(件名) ギニアにおける新たな出入国措置(ワクチン接種済渡航者に係る一部措置の変更)

【ポイント】

- ●ギニア政府は、先日発表したギニア出入国に関する新たな措置の一部を変更しました。 変異株流行国からの渡航者のうち、ワクチン接種済の渡航者は、入国時のPCR検査が免除となりました。
- ●外務省の感染症危険情報で、ギニアは感染症危険レベル3 「渡航は止めてください (渡航中止勧告)」となっております。渡航は控えていただくようお願いいたします。

【内容】

1 ギニア政府は、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、コナクリ国際空港及び陸 海の国境における新たな出入国に関する措置を一部変更しました。詳細は下記のとおりで す(前回からの変更点は下線のとおり)。

〇 すべての渡航者

- 72時間前に取得したPCR検査(RT-PCR)の陰性証明書を提示する。
- PCR陰性証明書を所持している渡航者に限って、帰宅が許可される。
- ・特別な理由(本国送還や退避)で、PCR検査証明書を所持していない場合、到着時に PCR検査を受検し、隔離される。隔離にかかる費用は自費。

〇 変異株流行国からの渡航者

- 出発の72時間以内に取得した陰性証明書を所持しなければならない。
- ・ワクチン接種済みの渡航者は、出発時のPCR検査結果の提示のみが求められる。
- ・ワクチン接種済みではない渡航者は、コナクリ空港、国境(陸海)に到着時、自費でPCR検査を受検しなければならない。
- ・ギニア滞在中、システム化された管理下に置かれる。
- ・国家公衆衛生安全保障局(ANSS) 及び保健所は、公衆衛生のプロトコールの遵守 を監視する(マスクの着用、手洗い及び身体的距離の確保)。
- ・変異株が蔓延している国から渡航する市民もしくは専門家に対し、ギニア到着2週間前までにワクチンを接種することを奨励する。なお、ギニア政府は、新型コロナウイルスワクチンとしては、スプートニクV、シノファーム、シノバック、アストラゼネカ、モデルナ、ファイザー及びジョンソンを承認している。
- 2 これまでギニア政府により日本が変異株流行国に指定されているとの情報には接していませんが、これらの情報は今後更新される場合があります。
- 3 外務省の感染症危険情報で、ギニアは感染症危険レベル3 「渡航は止めてください (渡航中止勧告)」となっております。渡航は控えていただくようお願いいたします。

4 このメールは、在留届にて届けられたメールアドレス及び「たびレジ」に登録されたメールアドレスに自動的に配信されております。「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下のURLから停止手続きをお願いいたします。

https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete